

沼田市議会
Waltzホール
ご利用ガイド

令和2年10月1日現在
沼田市議会

目次

- 1 Waltzホールの概要を知りたい
- 2 どんな利用ができるの？
- 3 どんな利用は認められないの？
- 4 各部屋の配置を知りたい
- 5 各部屋の備品等の配置を知りたい
- 6 使用上の注意を知りたい
- 7 使用申請の方法は？
- 8 使用日当日の手続きは？
- 9 電灯・エアコンをつける
- 10 イスを準備する
- 11 マイクを使用する
- 12 CDやDVDなどを再生する
- 13 パソコンの画面をプロジェクターで投影する
- 14 退室前には何を確認するの？
- 15 退室時の手続きは？
- 16 使用期日等の変更・キャンセルをしたいときは？

1 Waltzホールの概要を知りたい



- テラス沼田 5 階の議会フロアにある「Waltzホール」「第 2 委員会室」「第 3 委員会室」は、普段は沼田市議会の議場や委員会室として使用されている会議室です。
- 議会で使用していない期間に限り、有料で、多目的利用のホールや会議室としてご利用いただけます。
- 基本的な仕様は、下表のとおりです。

項 目	概 要
名 称	Waltz（ワルツ）ホール、第 2 委員会室、第 3 委員会室
面 積	約450㎡（第 2 委員会室、第 3 委員会室を含む）
所 在 地	〒 3 7 8 - 8 5 0 1 群馬県沼田市下之町 8 8 8 番地 テラス沼田 5 階 議会フロア内
収容人数	Waltzホール 約 2 1 0 名 第 2 委員会室 約 3 0 名 第 3 委員会室 約 1 5 名
備 品 等	◆ Waltzホール ※操作卓 1 台以外の机はありません ・イス 約 1 5 0 脚 ・イス（傍聴席） 約 6 0 脚 ・ワイヤレスマイク 4 本 ・マイクスタンド（床置き） 2 本 ・マイクスタンド（机置き） 2 本 ・固定プロジェクター（壁面投影） 1 台 ※スクリーンサイズ 約 1 9 4 インチ ・100Vコードリール（2 口） 1 台 ・壁面操作盤 1 台 ・操作卓 1 台 ・演台 1 台 ◆ 第 2 委員会室 ・長机 1 3 台 ・イス 3 1 脚 ・ホワイトボード 1 台 ◆ 第 3 委員会室 ・長机 8 台 ・イス 1 6 脚 ・ホワイトボード 1 台
使用料金 （税込み）	1, 6 5 0 円（1 時間当たり） ※使用時間には準備、撤去の時間を含みます



床面が平坦な200人以上を収容できるホール

➤ 講演会会場として ※操作卓1台以外の机はありません

メイン会場
Waltzホール

講師控室
第2委員会室

スタッフ控室
第3委員会室

➤ ミニコンサート会場として

メイン会場
Waltzホール

演者控室
第2委員会室

スタッフ控室
第3委員会室

➤ ミニ上映会会場として

メイン会場
Waltzホール

親子傍聴室
第2委員会室

スタッフ控室
第3委員会室

**事前の現地確認や機器の使用説明も承ります。
まずは、お気軽にご相談ください。**

議会事務局 TEL 0278-25-3007（受付は平日の午前9時～午後5時）
メール gikai@city.numata.lg.jp

3 どんな使用は認められないの？



- 「沼田市庁舎会議室等の使用に関する規則」により、「対象者」「使用できない日」「使用の制限」等が定められていますので、利用前に必ずお読みください。
- 特にご留意いただきたい点は、以下のとおりです。

1. 対象者（規則第3条）

- 原則として、以下のいずれかに該当する方が使用できます。

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 市内に存する学校に在学する者
- ⑤ その他市長が必要と認める者

2. 使用できない日（規則第4条）

- 以下の日の使用はできません。

- ① 12月29日から翌年1月3日
- ② 沼田市議会の開会に必要な日（※）

※ 通常、議会の定例会を3月、6月、9月、12月に開会するので、2月下旬～3月中、5月下旬～6月中、8月下旬～9月中、11月下旬～12月中は、利用できません。また、このほかに、不定期の臨時会を開会する場合があります。臨時会開会日の前後1週間程度の期間は、利用できないほか、規則第9条の規定により、急遽使用許可を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. 使用の制限（規則第6条）

- 以下に該当する方の使用はできません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 専ら営利を目的として使用すると認められるとき。
- ③ 会議室等又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ④ 政治的活動又は宗教的活動に使用するおそれがあると認められるとき。
- ⑤ 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認められるとき。
- ⑥ 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ⑦ 専ら学習室としての使用に供することを目的とするとき。
- ⑧ ①～⑦に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

4. 使用許可の変更又は取消し等（規則第9条）

- 以下に該当する理由により使用許可を取り消す場合や変更する場合があります。また、これにより使用者が損害を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負いません。

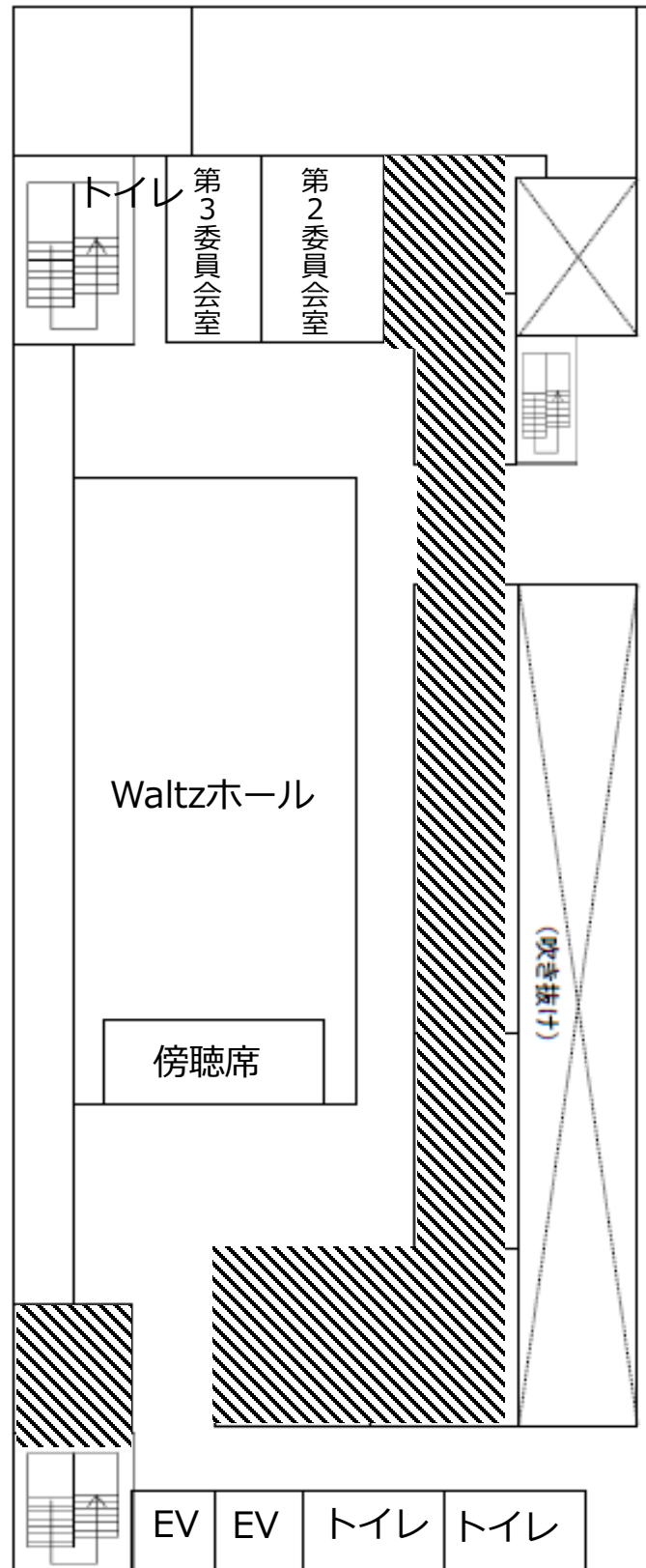
- ① 市の事務で使用する必要が生じたとき。
- ② 庁舎の管理上又は緊急の事態に対応する必要が生じたとき。
- ③ 災害その他やむを得ない事由により会議室等の使用ができないとき。
- ④ 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- ⑤ 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- ⑥ 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

4 各部屋の配置が知りたい



- 議会フロア内の各部屋の配置は、下図のとおりです。
- **斜線部分は、立入禁止エリアです。** 使用時の立ち入りはご遠慮ください。

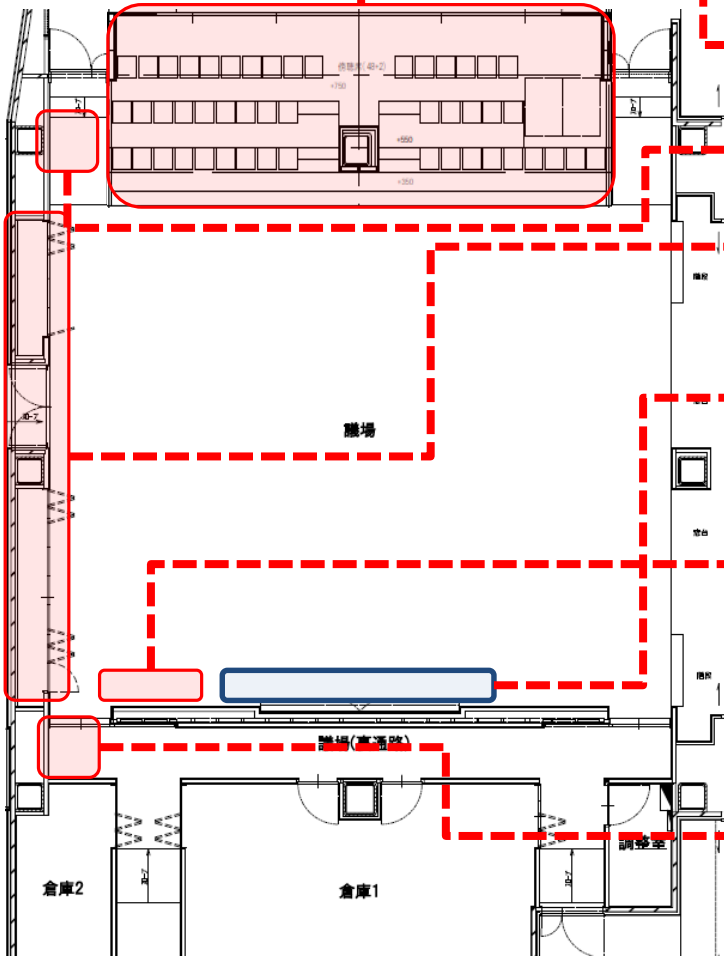
【議会フロア（テラス沼田5階）見取図】



5 各部屋の備品等の配置が知りたい



【Waltzホール】



・傍聴席イス 約60脚

・電灯スイッチ (足元)

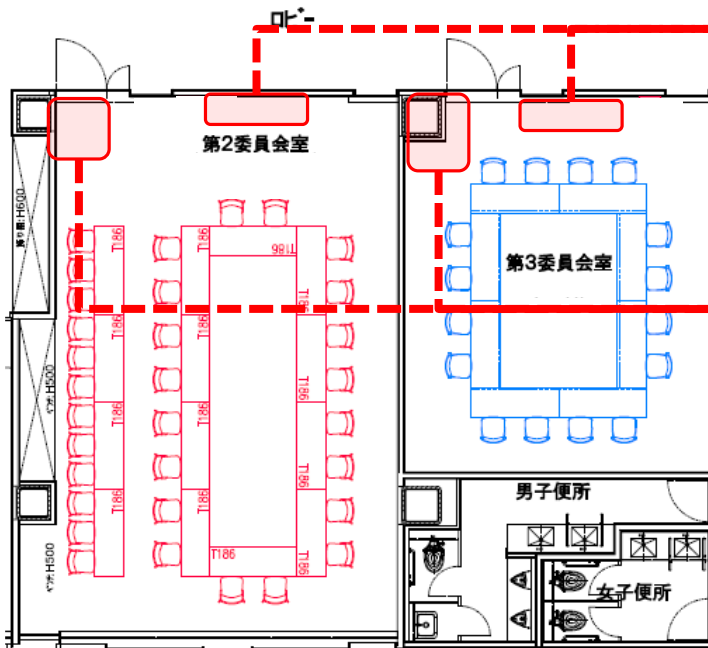
・イス 約150脚

・投影位置

・操作盤
・操作卓
・演壇

・電灯スイッチ (壁面)
・電源コンセント 2口
・マイク 4本
・マイクスタンド 4台
・コードリール 1台

【第2委員会室・第3委員会室】



・ホワイトボード 各1台

・電灯スイッチ
・エアコンスイッチ
・電源コンセント 2口



➤ 使用時には、以下の事項を必ずお守りください。

① 施設内全面禁煙

- ・ テラス沼田内に喫煙所はありません。喫煙は、施設外の所定の場所をお願いいたします。

② Waltzホール内での飲食禁止

- ・ Waltzホール内での飲食はご遠慮ください。ただし、講師に提供する飲物程度であれば可とします。
- ・ 飲食の際は、第2委員会室または第3委員会室をご利用ください。

③ 退室時の原状回復

- ・ 退室時は、本マニュアルを参考にいただき、各部屋の原状回復をお願いいたします。（例：イスや備品を元の位置に戻す）

④ ゴミの持ち帰り

- ・ ご利用時に出的ゴミは全てお持ち帰りください。

⑤ 利用エリア外への立入禁止

- ・ 「4 各部屋の配置が知りたい」の見取図に記載した立入禁止エリアへの入室・進入はご遠慮ください。

➤ 退室時には、以上の事項を遵守したこと、また、施設や備品等の損傷、汚損または滅失がないことを報告書により報告していただきます。報告をいただけない場合、または報告の内容に虚偽があることが発覚した場合は、その時点以降の一切の使用を許可いたしませんので、あらかじめご了承ください。

➤ 施設や備品等の故意又は過失による損傷、汚損または滅失があった場合は、本市規則の規定により、後日、現状の回復、または損害の賠償を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 使用申請の方法は？



STEP 1 空き状況の確認【平日のみ】

- 利用を希望する日のホールの空き状況をお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先

議会事務局 TEL0278-25-3007（受付は平日の午前9時～午後5時）

STEP 2 申請書の入手

- 次のいずれかの方法で申請書をお受け取りください。

方法1

沼田市議会ホームページで入手

沼田市議会

で

検索

ホームページアドレス

<http://www.city.numata.gunma.jp/gikai/1009276/1009277.html>



方法2

議会事務局（テラス沼田5階）で入手【平日のみ】

議会事務局の場所

1. テラス沼田内の南エレベーターで5階へ移動
2. 目の前の木製の扉を入り「沼田市議会エリア」へ
3. 扉を入れてすぐ右手側が「議会事務局」

STEP 3 申請書の記入

- 申請書に必要事項を記入してください。

STEP 4 申請書の提出【平日のみ】

- 使用料金を添えて、議会事務局に直接提出してください。

使用料金
(税込み)

1,650円（1時間当たり）

※使用時間には準備、撤去の時間を含みます

通常、1週間程度で「使用許可通知書」がお手元に届きます。

8 使用日当日の手続きは？



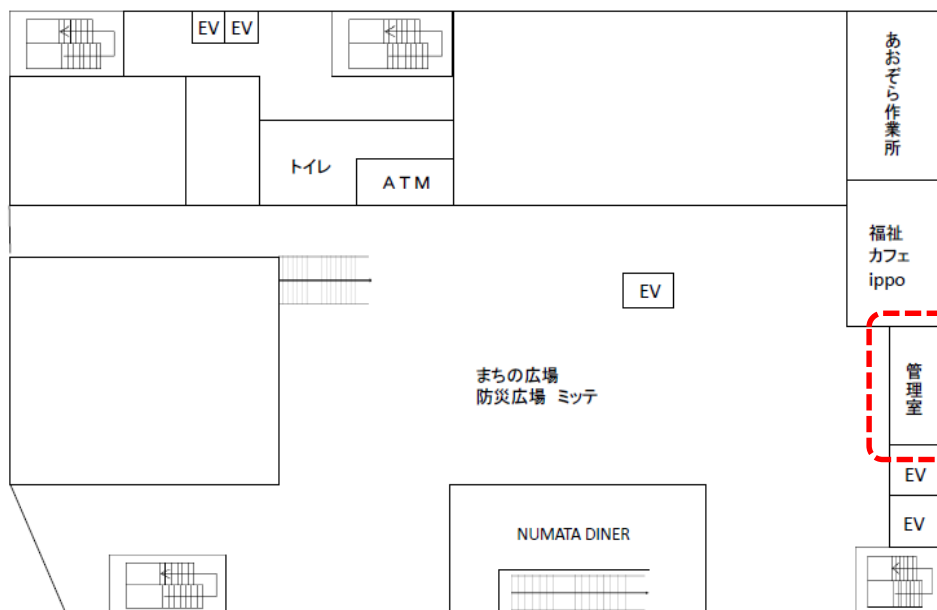
STEP 1 使用許可通知書を準備する

- 議会事務局から送付した「使用許可通知書」を忘れずにご持参ください。

STEP 2 テラス沼田 1 階「管理室」で使用許可通知書を提示する

- 「使用許可通知書」をテラス沼田 1 階「管理室」で提示してください。
- Waltzホールのエアコンの利用を希望される場合は、使用許可通知書を提示される際に、管理室の担当者にお申しつけください。

【テラス沼田 1 階見取図】



管理室の担当者がホールの鍵を解錠します。



① Waltzホールの電灯のスイッチは、2カ所あります

- 写真のとおり、2カ所あるホールの入口のうち、右側の入口からご入場いただき、足元のスイッチで一部の電灯を点灯してください。その後、奥の通路にある電灯のスイッチでホール内の全ての電灯を点灯していただくことができます。
- 各部屋の電灯の位置は「5 各部屋の備品等の配置が知りたい」を参照してください。
- 夜間使用時など足元が暗くて危険ですので、十分ご注意ください。

▼2カ所ある入口のうち、右側の扉から入場してください。



▼扉を入った足元に電灯のスイッチがあります。



▲カバーを持ち上げて中のスイッチを押してください。

▼一部の電灯がついたら、右手の壁面に沿ってホールの奥まで直進してください。ホール奥の廊下壁面に電灯のスイッチがあります。



② Waltzホールのエアコンは集中管理です

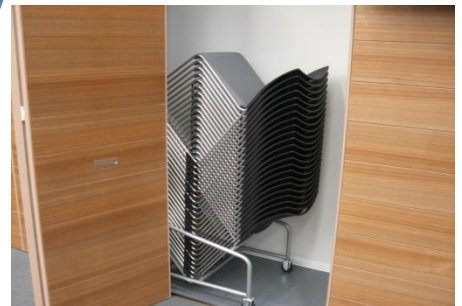
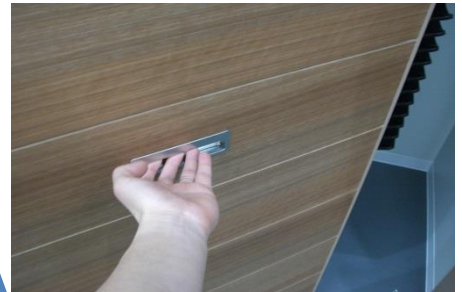
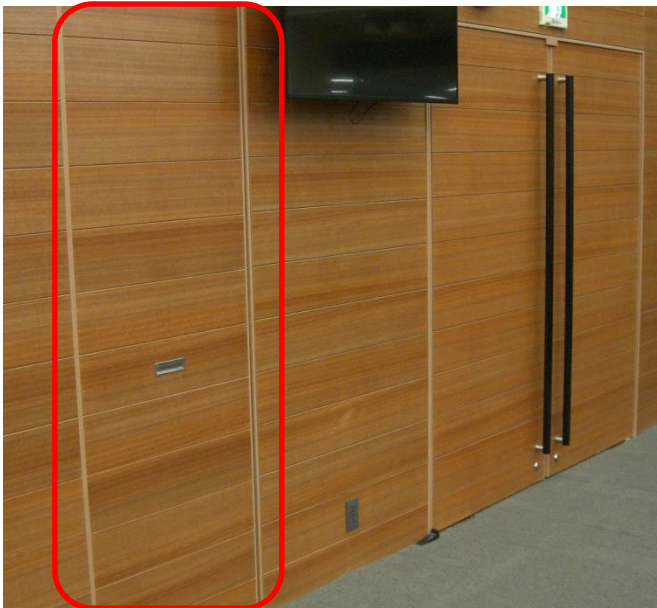
- Waltzホールのエアコンの操作は、テラス沼田1階の「管理室」で行っています。室温の調整は、テラス沼田1階の「管理室」にお申し付けください。
- 第2委員会室、第3委員会室のエアコンは、各部屋でオン・オフができます。



① ホール壁面の収納にイスが収納されています

- キャスター付の収納になっていますが、1台あたりの重量が重くなっておりますので、必ず複数人での作業をお願いいたします。

▼イスは壁面に収納されていますので、取っ手を引いてイスを取り出してください。手を挟まないようにご注意ください。



② 傍聴席には約60脚のイスが準備されています

- ただし、ホール正面から傍聴席までは距離がありますので、事前の現地確認をおすすめいたします。



【禁止事項】

- 第2委員会室、第3委員会室からの机、イスの移動は、原則としてご遠慮ください。
- 傍聴席からのイスの移動は、ご遠慮ください。



① ホール裏の通路にマイク・マイクスタンドがあります

- マイクはワイヤレスです。使用後は、必ず充電をお願いいたします。

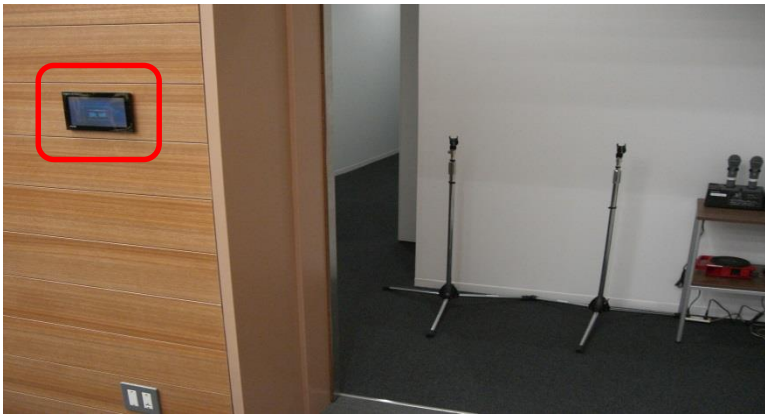
▼ホール内の電灯スイッチ近くに備品一式があります。マイク使用後は、写真のようにマイクを充電器に戻してください。



② 操作盤の電源を入れます

- 操作盤は、タッチパネル式です。起動時は、操作盤に指で軽く触れてシステムを起動してください。

▼備品近くの写真の位置に操作盤があります。画面に軽く触れるとパネルが点灯するため「はい」を押してください。



③ 音量の調整は操作盤で行います

- 「ワイヤレスマイク音量」の「+」に触れると音量が上がり、「-」に触れると音量が下がります。「スピーカーのマーク」は消音です。





【準備するもの】

- HDMI出力ができる再生機器（パソコン、プレイヤーなど）
- HDMIケーブル

① ホールの接続端子、電源に再生機器を接続します

- HDMI出力のみ可能です。必ず、対応機器をご自身でご用意ください。
- 電源は、備品棚下にあるコンセントから、付属のコードリールを使用して確保してください。

▼操作盤の下にHDMIの接続端子があります。

▼電源のコンセントは、備品棚の下にあります。



② 操作盤の電源を入れます

- 操作盤は、タッチパネル式です。起動時は、操作盤に指で軽く触れてシステムを起動してください。

▼備品近くの写真の位置に操作盤があります。画面に軽く触れるとパネルが点灯するため「はい」を押してください。



③ 再生機器で再生します。スピーカー音量の調整は操作盤で行います

- 「AV音量」の「+」に触れると音量が上がり、「-」に触れると音量が下がります。「スピーカーのマーク」は消音です。
- 再生機器の音量が消音になっていると音が流れませんのでご注意ください。





【準備するもの】

- HDMI出力ができるパソコン
- HDMIケーブル

① ホールの接続端子、電源にパソコンを接続します

② 操作盤の電源を入れます

- ここまでの操作は「1 2 CDやDVDを再生する」と同様ですので、そちらをご覧ください。

③ 操作盤でプロジェクターを起動します

- 操作盤の「映像選択」の枠内から「外部入力（壁面）」のボタンを押します。その後、「出力先選択」の枠内から「プロジェクター」のボタンを押します。
- 「AV音量」の「+」に触れると音量が上がり、「-」に触れると音量が下がります。「スピーカーのマーク」は消音です。

▼正しく操作するとホール内の壁面に映像が投影されます。投影されない場合は、パソコンと正しく接続されているかを確認してください。

▼映像を止めるときは、操作盤の「映像選択」の枠内から「映像OFF」のボタンを押した後、「出力先選択」の枠内から「プロジェクター」のボタンを押します。



▼パソコンの音量が消音になっていると音が流れませんのでご注意ください。



1 4 退室前には何を確認するの？

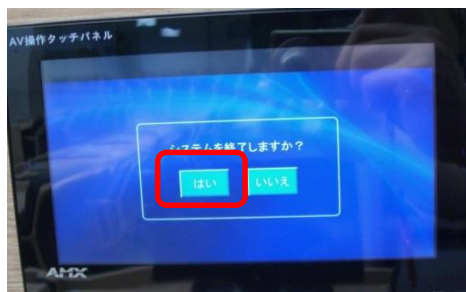
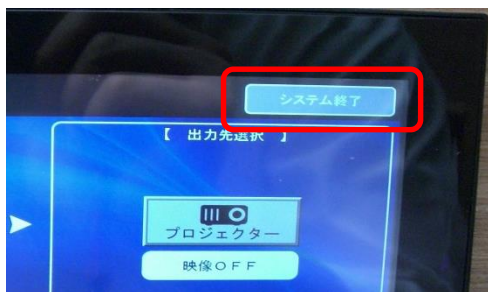


- 退室前には以下に記載したことを確認してください。
- 備品等の初期配置は「5 各部屋の備品等の配置が知りたい」を参照してください。

【Waltzホール】

- ☐ 忘れ物はありませんか？
- ☐ ゴミは全て持ち帰りましたか？
- ☐ 施設や備品等の損傷や汚損、滅失はありませんか？
- ☐ イスや演台は元の配置に戻しましたか？
- ☐ 機器類は元の配置に戻しましたか？
- ☐ マイクは充電器に差しましたか？
- ☐ 操作盤の電源は切りましたか？

▼操作盤の右上に表示されている「システム終了」を押した後、「はい」を押してください。



- ☐ 窓は開いていませんか？
- ☐ 電気は消しましたか？

【第2委員会室】

- ☐ 忘れ物はありませんか？
- ☐ ゴミは全て持ち帰りましたか？
- ☐ 施設や備品等の損傷や汚損、滅失はありませんか？
- ☐ 机やイスなどは元の配置に戻しましたか？
- ☐ 窓は開いていませんか？
- ☐ 電気・エアコンは消しましたか？

【第3委員会室】

- ☐ 忘れ物はありませんか？
- ☐ ゴミは全て持ち帰りましたか？
- ☐ 施設や備品等の損傷や汚損、滅失はありませんか？
- ☐ 机やイスなどは元の配置に戻しましたか？
- ☐ 窓は開いていませんか？
- ☐ 電気・エアコンは消しましたか？



STEP 1 退室前の確認を行う

- 退室時に確認することは「1 4 退室前には何を確認するの？」を参照してください。

STEP 2 テラス沼田 1 階「管理室」で「報告書」に記入・署名する

- 代表の方 1 名に報告書への記入・署名をお願いしております。
- 報告をいただけない場合、または報告の内容に虚偽があることが発覚した場合は、その時点以降の一切の使用を許可いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 報告いただく内容は、以下のとおりです。また、報告書をいただく際に、報告書に署名いただいた方の住所、電話番号をあわせてご記入いただきますので、あらかじめご了承ください。

1. 私たちは、以下に掲げた事柄を遵守いたしました。
 - 施設内での喫煙はしてありません。
 - Waltzホール内での飲食はしてありません。
 - 退室時の原状回復は適切に行いました。
 - ゴミは持ち帰りました。
 - エリア外へは立ち入ってありません。
2. 施設や備品等の損傷、汚損または滅失はありません。

使用後の手続きは以上です。お気をつけてお帰りください。



STEP 1 「使用変更・取消許可申請書」を記入する

- 市ホームページまたは議会事務局で申請書を手に入っていた
だき、必要事項を記入してください。

STEP 2 「還付申請書」を記入する

- 使用を取り消す場合で、既に使用料を納入いただいている
場合は、使用料をお返しいたしますので「還付申請書」に
必要事項を記入してください。
- 使用料返還の主な基準は、下表のとおりです。

事 由	還付金額
市が使用の取消を決定したとき	全 額
7日前までに使用の許可の取消し を申請し、その決定を受けたとき	全 額

STEP 3 各種申請書の提出【平日のみ】または郵送

- 申請書は、直接議会事務局にお持ちいただくか、または以
下の住所に郵送でお送りください。なお、市の都合により
使用を取り消した場合は、各種申請書及び返信用封筒を郵
送にてお送りいたします。

【郵送先】

〒378-8501

沼田市下之町 8 8 8 番地 テラス沼田 5 階
議会事務局 ワルツホール管理担当者 宛て

通常、1 カ月以内に取消の決定通知・還付をいたします。



沼田市のゆるキャラ（R）
ぬまたんち